

指定介護予防認知症対応型共同生活介護 ハピネス五戸 重要事項説明書

法人 基本理念

入居者及び利用者が、
市民として有する権利を制限される事なく、
安全且つ快適な環境で、自由に楽しい、充実した生活を
営んでいただくことを目的とする。

- 1 自由の尊重
- 2 自治権の確立
- 3 自己決定の権利
- 4 創意工夫

グループホーム 理念

一人ひとり住み慣れた地域の一員として
町の人々や自然との触れあいを大切にしながら安心してその人らしい生活が継続できる
よう支援していきます。

笑顔のある生活・・・毎日笑って
安らぎのある生活・・・穏やかにあんしんして
思いやりのある生活・・・共に助け合いながら
地域と共に歩むグループホームを目指していきます。

1 サービスの概要

(1) 事業所の概要

施 設 名	ハピネス五戸
所 在 地	青森県三戸郡五戸町字姥堤34番1
電 話 番 号	0178-62-7222
F A X 番 号	0178-62-7492
事 業 所 番 号	指定事業者番号 (0272700428)

(2) 事業所設備の概要

定 員	9人(1ユニット)	台 所・食 堂	1室(43.13 m ²)
居 室	1人部屋洋間5室(13.24 m ²)	娛 楽 室	1室(9.93 m ²)
	1人部屋洋室2室(15.61 m ²)	ト イ レ	3室(7.97 m ²)
	1人部屋和室2室(15.61 m ²)	スタッフルーム	1室(9.93 m ²)
浴 室	浴室(8.99 m ²)	倉 庫	1室(8.37 m ²)
脱 衣 所	1室(3.31 m ²)	洗 濯 室	1室(3.10 m ²)

(3) 事業所の職員体制

職 名	資 格	常 勤	業 務 内 容
管 理 者	介 護 福 祉 士	1名	介護従事者及び業務の管理
計画作成担当者	介 護 支 援 専 門 員	1名以上	利用者のサービスに係る計画の作成(生活援助員と兼務)
生 活 援 助 員	介 護 福 祉 士	5名以上	生活全般に関するお世話
	ヘルパー2級 その他		

※従業者は、認知症対応型共同生活介護と兼務する。

(4) 従業員の勤務時間

職 名	勤務形態	勤務時間
管 理 者 生 活 援 助 員	早 番	6 : 3 0 ~ 1 5 : 3 0
	日 勤	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
	遅 番	1 0 : 3 0 ~ 1 9 : 3 0
	夜 勤	1 7 : 1 5 ~ 8 : 3 0

※ 利用者の生活時間帯 午前6時30分～午後9時

2 施設の特徴等

要支援者であって認知症の状態にある利用者について、共同生活住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助していきます。そのために従業員の研修の機会を設け、業務体制を整備すると共に自己評価、外部評価を行い、施設全体で質の向上に取り組みます。

3 サービスの内容

事 項	備 考
食 事	目安として朝食7:00 昼食12:00 夕食18:00 介護従事者といっしょに献立を決め、準備していただきます。
入 浴	週2回以上、入浴できます。
生 活 相 談	計画作成担当者に、日常生活に関することなどについて相談できます。
介 護	日常生活全般において実施いたします。
そ の 他	散歩、園芸、買い物、行事、レクリエーション等実施いたします。

4 サービス利用に当たっての留意事項

事 項	備 考
面 会	面会時間は午前8時から午後8時までです。来所の際は、面会票へ必要事項をご記入ください。(左記以外の時間での面会も可能です)
外 出 ・ 外 泊	外出・外泊の際は、外出・外泊届の必要事項をご記入ください。
面 会 者 の 宿 泊	面会者が宿泊する場合は、事前に申し出ください。
飲 酒 ・ 喫 煙	医師の指示がある方はご遠慮いただく場合があります。 また施設内での喫煙は禁止となっています。
金 銭 ・ 貴 重 品 の 管 理	ご希望の方は有料で、通帳・印鑑をお預かりします。
所 持 品 の 持 ち 込 み	ご家庭で使用していた家具等はご持参していただいても結構です。
身 体 拘 束	原則として行いません。
設 備 ・ 器 具 の 利 用	設備・器具はご自由にお使いください。但し、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損等があった場合は弁償いただく場合もございます。
宗 教 ・ 政 治 活 動 の 禁 止	宗教活動、及び政治活動は他の入居者のご迷惑になる場合がございますのでご遠慮ください。
感 染 症 の 予 防	感染症予防のため、手洗い・うがいを励行しています。状況に応じ、マスク着用等、お願いする場合がありますのでご了承ください。
食 中 毒 の 予 防	食中毒予防のため、面会時、食品の持込がある場合は、必ず職員に申し出くださるようお願いいたします。

5 利用料金

(1) 利用料

① 介護予防認知症対応型共同生活介護費

	介護報酬基準額	介護保険適用時の1日 当たりの自己負担額
要 支 援 2	7,610円	761円
サービス提供 体制強化加算Ⅰ	220円	22円
初 期 加 算	300円	30円(※1)
若年性認知症利用者 受入加算	120円	12円(※2)
生産性向上推進体制 加算(Ⅱ)	100円	10円(月額)
介護職員等処遇改善 加算Ⅰロ	基本サービス費に各種加算を加えた金額に22.8%加算されます。	

※1 利用開始日から起算して30日の期間について、入院・外泊を除き加算します。

※2 40歳以上65歳未満の方が対象となります。

② その他の費用

	料 金	備 考
食 材 費	1100円(1日)	
居 室 費	21,000円(1月)	1日あたり700円
光 熱 水 費	7,650円(1月)	1日あたり255円
趣味・希望に応じた 交 通 費	500円(片道)	五 戸 町
	1,000円(片道)	五戸町以外
	実 費	公共交通機関を利用の場合
嗜好等に関わる諸経費	実 費	入場料等
理 美 容	実 費	事業所内での出張理美容の利用の場合
お む つ 代	実 費	
ク ラ ブ 費	実 費	個人保管の作品材料費
出納貴重品管理費	1,000円	該当者のみ

(2) 料金の変更の場合について

利用料、介護保険外サービスの料金に変更が生じた場合、事前に説明した上で変更する場合がございます。

(3) 料金の支払方法

口座からの引き落とし、または、現金でのお支払いになります。

毎月、13日までに前月分の請求書を発行させていただきます。引き落としの場合20日引き落とし日となります。(土・日曜・祝日の場合は翌日または、翌々日) 現金の場合、事業所でご精算いただきます。

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

利用申し込みをいただき、空床が生じた際にお電話でお知らせいたします。

(2) サービスの終了

① 利用者の申し出によりサービスを終了する場合

② 要介護・要支援認定で非該当(自立・要支援1・要介護)と判定された場合

③ 集団生活をおこなう事が困難で、他の利用者に迷惑と思われる行為や再三の注意にも応じない場合

- ④ サービス利用料金を2ヶ月以上滞納した場合で、再三の督促にも応じない場合、事業所からの通知によって終了させていただく場合がございます。
- ⑤ ハラスメント(パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、その他ハラスメント)等の、過度な要望など著しい迷惑行為によって、職員の心身に危害が生じ、又は生じる恐れのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止する事が困難である場合。
- 〈具体的なハラスメントの例〉
- ・パワーハラスメント…大きな声で怒鳴る・脅す・叩く 等
 - ・セクシャルハラスメント…卑猥な事を言う・触る 等
 - ・その他のハラスメント…介護保険以外の事を要求する 等

(3) その他

長期の入院(10日以上)が見込まれる場合については、利用者・家族・管理者と協議の上決定します。尚、在籍中は居室費、光熱水費は頂きます。出納貴重品管理費は該当者のみ頂きます。

7 プライバシーに関する対応

- (1) 利用者やご家族について知り得た情報については、職員でなくなった場合でも、秘密を守ります。
- (2) 利用者に適切なサービスが提供されるよう下記のような場合、連携するサービス事業所間で、利用者・ご家族の情報を共有することがありますので同意をお願いします。
- ※ 別紙「個人情報保護に対する基本方針・利用目的」参照

8 利用者の権利

利用者は以下の権利を有します。これらの権利を行使することによって、いかなる不利益を受けることはありません。

- ① 個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持すること
- ② 生活やサービスにおいて十分な情報が提供され、個人の自由や好み及び主体的な決定が尊重されること
- ③ 安全と衛生が保たれた環境で生活できること
- ④ 自らの能力を最大限活用されるように支援され、必要に応じて適切な介護が継続的に受けられること
- ⑤ 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助が行われること
- ⑥ 家族や友人等との通信や交流の自由が保たれ、個人情報を守られること
- ⑦ 地域社会の一員としての生活が継続できること

9 利用者の義務

利用者は以下の義務を負います。

- ① 利用者の能力や健康状態について、事業者へ情報を正しく提供すること
- ② 他の利用者やその訪問者及び職員の権利を不当に侵害しないこと
- ③ 事業所内での宗教活動及び政治活動は行わないこと
- ④ 特段の事情がない限り、事業者の取り決めやルール及び事業者またはその協力医師の指示に従うこと
- ⑤ サービスに異議がある場合、速やかに事業者に知らせること
- ⑥ 市町村及び介護保険法その他省令に基づく事業者への立ち入り調査に協力すること

10 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合、その他必要な場合は、主治医、救急隊、ご家族等へ連絡いたします。

主治医	名 称			
	所 在 地		電 話 番 号	

11 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、ご家族に連絡するとともに、受診する等必要な措置を講じます。また、利用者に対して施設の介護サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

12 身体拘束に対する対応

入居者または他の入居者等の生命または身体を保護するため、緊急時やむを得ず身体拘束を行う場合は関係者等によって協議し、その入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由と経過を記録します。

13 利用者の虐待防止に関する対応

(1) 虐待を防止する為の職員に対する研修を年3回以上行います。

(2) 事業所は虐待を受けたと思われる利用者から相談があった場合、保険者へ通報する責務を負います。

＜虐待の種類＞

①身体的虐待…暴力行為などで身体に傷やあざ、痛みを与える行為。または外部と接触させないような行為。

②心理的虐待…威圧的な言葉や態度、無視や嫌がらせなどによって精神的苦痛を与えるような行為。

③性的虐待…本人の合意もなく性的な行為を行ったり、強要するような行為。

④経済的虐待…財産や金銭の無断使用や、本人が望む金銭の使用を理由なく制限するような行為。

⑤介護・世話の放棄・放任…介護や生活の世話をを行っている人が、介護や世話を放棄するような行為。

14 サービス内容に関する苦情

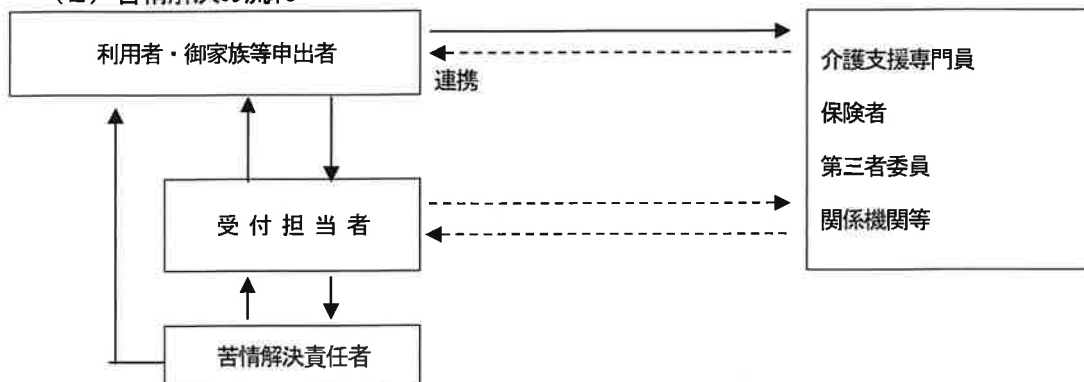
(1) 苦情窓口 ※事業所内に投書箱を準備しております。ご活用ください。

担当者 大下内 佑文

電話 0178-62-7491 F A X 0178-62-7492

受付日時 年中無休

(2) 苦情解決の流れ



(3) その他

当施設以外に、お住まいの市町村または、青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口や青森県適正化委員会等に苦情を申し出る事ができます。

(連絡先) 五戸町介護支援課介護保険班 0178-62-7956
青森県国民健康保険団体連合会 017-723-1336
青森県適正化委員会 017-731-3039

15 協力病院

五戸総合病院、小村歯科医院と協力病院契約を締結しております。

16 非常災害対策

防 災 時 の 対 応	自動火災通報装置にて消防署へ連絡、及び緊急職員網により全職員へ連絡します。
防 災 設 備	消火器、・防火扉・スプリンクラーにより対応可能です。
防 災 訓 練	年3回以上の訓練を実施し、年2回消防の検証をお願いしています。
防 火 責 任 者	責任者を任命しています。

17 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

外 部 評 価 の 実 施	有 ・ 無
実施した直近の年月日	2026 年 1 月 8 日
実施した評価機関の名称	公益社団法人青森県老人福祉協会
評 価 結 果 の 開 示	施設内・WAM NET (https://www.wam.go.jp)

令和 年 月 日

事業者から指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供開始にあたり、本書面により重要事項の説明を受けました。

住 所
利 用 者 氏 名 印
(代筆の場合続柄)

住 所
身元引受人 氏 名 印
続 柄

サービスの提供開始にあたり、本書面に基づいて重要事項を説明いたしました。

所在地 青森県三戸郡五戸町字姥堤3 4 番 1
事 業 所 名 称 ハピネス五戸（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）
説明者氏名 印